

# 議第126号 呉市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

## 1 改正の趣旨

印鑑登録証明書の交付に係る申請方法の変更等をするため、所要の規定の整備をします。

## 2 改正の経緯

印鑑登録証明書の交付に係る申請には、市役所窓口で申請する方法（以下「窓口申請」といいます。）及び登録者本人がコンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機から申請する方法（以下「コンビニ申請」といいます。）の2通りの方法があります。

現行では、窓口申請においては印鑑登録証の提出が必要であり、これに加えて個人番号カード、運転免許証等の本人確認書類により本人確認をしています。

一方、コンビニ申請では、個人番号カード又はスマートフォン等（移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限ります。）を用いた本人確認により、印鑑登録証を提示することなく印鑑登録証明書の取得が可能です。

そのため、コンビニ申請では個人番号カード等のみで印鑑登録証明書が取得できるにもかかわらず、窓口申請では本人確認書類があっても印鑑登録証がないと印鑑登録証明書が取得できないという状況が生じています。

このような状況を踏まえ、申請者の利便性を考慮し、印鑑登録証明書の交付に係る申請方法を見直すものです。

## 3 改正の内容

印鑑登録者本人が、窓口申請により申請する場合において、当該本人が個人番号カードや官公署が発行した顔写真付きの本人確認書類（※）を提示したときには、印鑑登録証の提出を省略することができるようとするほか、所要の規定の整備をします。

なお、代理人による窓口申請については、登録者本人から預かった印鑑登録証の提出により委任の事実を確認していることから、現行どおり印鑑登録証の提出を必須とします。

※ 運転免許証、旅券、在留カード、障害者手帳、運転経歴証明書等

申請方法	申請者区分	変更前	変更後
窓口申請	本人	印鑑登録証＋ 本人の個人番号カード、 運転免許証、健康保険の 資格確認書等	印鑑登録証＋ 本人の個人番号カード、 運転免許証、健康保険の 資格確認書等

			(顔写真付きの本人確認書類を提示した場合は、印鑑登録証の提出は省略可)
	代理人	印鑑登録証＋代理人の個人番号カード、運転免許証、健康保険の資格確認書等	変更なし
コンビニ申請	本人	個人番号カード又はスマートフォン等	変更なし

#### 4 施行期日

令和8年1月1日